学校法人早稲田大学と気仙沼市との包括連携協定締結式

日時　令和6年8月 25 日(日)午後1時 30 分

場所　気仙沼中央公民館　ホール

次　　第

1　開　　式

2　出 席 者 紹 介

3　協定書の署名

4　記念写真撮影

5　挨　　拶

気仙沼市長	菅　原　　茂
学校法人早稲田大学総長	田　中　愛　治

6　質 疑 応 答

7　閉　　式

出席者名簿

（敬称略）

＜学校法人早稲田大学＞

学校法人早稲田大学総長	田中　愛治
学校法人早稲田大学平山郁夫記念ボランティアセンター所長	松居　辰則
学校法人早稲田大学平山郁夫記念ボランティアセンター副所長	落合　基継
学校法人早稲田大学平山郁夫記念ボランティアセンター事務長	苅谷　幸治
学校法人早稲田大学文化推進部事務副部長(宮城県地域担当副部長)	齋藤　治子
学校法人早稲田大学総長室募金担当部長(宮城県地域担当部長)	鈴木　宏隆
学校法人早稲田大学総長室副室長･校友課長	本間　知佐子
学校法人早稲田大学社会連携企画担当課長	藤原　浩明

＜早稲田大学校友会　気仙沼稲門会＞

早稲田大学校友会気仙沼稲門会会長	畠山　和純
早稲田大学校友会気仙沼稲門会幹事長	高橋　正樹
早稲田大学校友会気仙沼稲門会事務局長	菅野　達也

＜気仙沼市＞

気仙沼市長	菅原　　茂
気仙沼市副市長	赤川　郁夫
気仙沼市教育委員会教育長	小山　　淳
危機管理監兼危機管理課長	髙橋　義宏
産業部長	畠山　　勉
教育部長	伊東　秋広

学校法人早稲田大学と気仙沼市との包括連携に関する協定書

学校法人早稲田大学（以下「甲」という。）と気仙沼市（以下「乙」という。）は、連携事項に関し、互いに支援・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（本協定の目的）

第１条　甲及び乙は、相互協力が可能な連携事項において、双方が互恵の精神に基づき、本協定により定められた事項につき、連携及び協力することを目的とする。

（連携事項）

第２条　本協定に基づき甲及び乙が行う連携事業の内容は、次の各号に規定される事項、及び今後合意され、書面により、確認された事項のとおりとする。

(1)　防災・減災に関すること。
(2)　産業振興に関すること。
(3)　地域の活性化、まちづくりに関すること。
(4)　教育の振興発展に関すること。
(5)　芸術文化・スポーツの振興・発展に関すること。
(6)　前各号に掲げるもののほか、協定の目的を実現するうえで必要な事業に関すること。

２　前項に掲げる連携事業の実施に係る詳細については、甲及び乙の間で協議の上、定めることとする。

（信義誠実の原則）

第３条　本協定は、甲及び乙が対等な立場における合意に基づいて締結するものであり、甲及び乙は、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（協定の期間）

第４条　本協定書は双方の署名により発効し、2029 年３月 31 日 （以下、「有効期間満了日」という。）まで５年間有効とする。

２　有効期間満了日終了の６か月前までに、甲及び乙から、有効期間終了の意思表示がない限り、１年間延長し、以降も同様とする。

３　前項の規定にかかわらず、第８条、第９条の規定は、有効期間終了後も有効に存続する。

（協定の変更・終了・譲渡）

第５条　本協定は、甲及び乙の両当事者の合意なく、変更又は終了できないものとする。

２　本協定上の地位を第三者に譲渡することはできないものとする。

（通知）

第６条　本協定に係る通知（本協定にかかる変更、報告、解除、申出、承諾等を含むがそれらに限られない）は、別途各当事者が書面により指定した場所に対し、書面(指定した場所として、ファクシミリ番号や電子メールアドレスが記載された場合は、ファクシミリや電子メールによる場合を含む)により行う。ただし、ファクシミリによる場合は、原本を送付するものとする。

２　通知は、実際に受領した時点で効力を発生する。ファクシミリによる通知は、原本が相当な期間内に送付されることを条件として、受信者の受信記録に記載された日時に効力を生じるものとする。電子メールによる場合、受領確認が電子メールで返信された場合に限り、本条の通知としての効力を発生する。ただし、本協定の変更・解除・譲渡に関しては、電子メールによることができない。

（知的財産の取扱い）
第７条　甲及び乙の両機関による協力の結果生じた知的財産権の帰属は、双方協議の上、決定するものとし、必要に応じて別途覚書を締結するものとする。

（個人情報の取扱い）
第８条　甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報を、第三者に開示、漏洩してはならない。ただし、次の各号に該当する場合については、この限りではない。
(1)　本人の書面による事前の同意があるとき。
(2)　法令が許容または義務付けるとき。
(3)　個人の生命、身体または財産の安全を守るために緊急的必要があるとき。
２　前項の規定は本協定終了後においても存続する。

（機密情報の保持）
第９条　甲及び乙は、文書、口頭、電磁的記録媒体等のいずれの方法によるかを問わず、相手方から開示された図面・データ・仕様書等の資料、ノウハウ・アイデア等の営業上、技術上の情報またはサンプル等の物品のうち、秘密であることが明示されたものについて、厳に秘密を保持するものとし、本協定の目的以外にこれを用いてはならず、また、事前に相手方の承諾を得ずにこれを第三者に開示漏洩してはならない。文書以外の方法によって相手方に開示した上記資料、情報等については、開示後７日以内に秘密であることを相手方に書面で通知しなければならない。
２　前項の規定は、次の各号に該当する情報には適用しない。
(1)　相手方から知得する以前に既に所有していたもの
(2)　相手方から知得する以前に公知のもの
(3)　相手方から知得した後、自己の責に帰し得ない事由により公知となったもの
(4)　正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず適法に知得したもの
３　第１項の規定は本協定終了後においても存続する。

（損害賠償）
第１０条　甲及び乙は、本協定の履行に際し、自らの責に帰すべき事由によって相手方に損失・損害を与えた場合、相手方に対しこれを直接損害（間接損害、結果損害を含まない）に限り賠償の責任を負う。

（協定書に定めのない事項）
第１１条　本協定書に定めのない事項、または本協定書の解釈に疑義を生じた事項については、双方協議の上これを決定する。

上記協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、甲及び乙が記名押印の上、双方各１通を保有するものとする。

２０２４年８月２５日

甲　東京都新宿区戸塚町一丁目１０４番地　乙　宮城県気仙沼市八日町一丁目１番１号
学校法人早稲田大学　気仙沼市
理事長　田中　愛治　市長　菅原　茂

学校法人早稲田大学と気仙沼市との包括連携協定締結の経緯

学校法人早稲田大学では，東日本大震災以降，被災地域のまちづくり支援活動や被災地域でのボランティア活動として，がれき撤去作業，コミュニティ支援，学習支援，スポーツイベントの開催など様々な支援を行っており，現在でも，学習支援や少年サッカー大会に加えて，本市をフィールドにスタディツアーが開催されており交流活動が継続しております。

昨年９月に早稲田大学校友会宮城県支部が本市で開催した震災フォーラム「早稲田大学と東日本大震災」を契機に学校法人早稲田大学と本市との包括連携協定締結の機運が高まったことから，早稲田大学と本市が協議を重ね，包括的な連携のもと相互に協力し，防災・減災，産業振興，地域の活性化・まちづくり，教育の振興発展，芸術文化・スポーツの振興発展を目的に本日，包括連携協定を締結いたしました。

本市内における早稲田大学の活動状況

平成 23 年度	泥かき，瓦礫撤去，仮設住宅コミニュティづくり
平成 24 年度	泥かき，瓦礫撤去，仮設住宅コミニュティづくり，学習支援，スポーツ交流（野球，サッカー），イベント支援，植樹
平成 25 年度	泥かき，瓦礫撤去，仮設住宅コミニュティづくり，学習支援，スポーツ交流（野球，サッカー，柔道），イベント支援，植樹
平成 26 年度	泥かき，瓦礫撤去，仮設住宅コミニュティづくり，学習支援，スポーツ交流（サッカー，バレーボール），イベント支援，植樹
平成 27 年度	仮設住宅コミニュティづくり，スポーツ交流（サッカー，フェンシング），イベント支援，植樹
平成 28 年度	仮設住宅コミニュティづくり，スポーツ交流（サッカー），学習支援，イベント支援，植樹，スタディーツアー
平成 29 年度	仮設住宅コミニュティづくり，スポーツ交流（サッカー），学習支援，イベント支援，植樹，スタディーツアー
平成 30 年度	学習支援，スポーツ交流（サッカー），イベント支援，植樹，スタディーツアー
令和元年度	学習支援，スポーツ交流（サッカー，フェンシング），イベント支援，植樹，スタディーツアー
令和２年度	新型コロナウイルス感染拡大により中止
令枝３年度	同上
令和４年度	スポーツ交流（サッカー），イベント支援
令和５年度	スポーツ交流（サッカー），イベント支援，スタディーツアー

【イベント】

令和４年度	セミナー「早稲田と気仙沼がつながったとき―早稲田大学東日本大震災復興支援の黎明期」　開催
令和５年度	震災フォーラム　「早稲田大学と東日本大震災」　開催（早稲田大学校友会宮城県支部主催）

【研究等】

本吉地域,階上地区における地域レベルの計画策定の後方支援活動(社会科学総合学術院　都市社会，計画デザイン研究分野）地方自治，都市政策，都市計画，都市デザイン，中心市街地及び地域活性化，都市基盤整備などを総合的に研究（都市，地域研究所）地域社会の可能性と安心，安全な生活確保に向けて